

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4月12日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第 6 号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和57年佐賀県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学区)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特色選抜による入学者選抜（指定校枠に係るものに限る。）</u></p>	<p>(学区)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特別選抜による入学者選抜</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成32年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則第 2 条第 2 項の規定は、平成32年 4月 1日以後に佐賀県立高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。